

【別記6】

(一般社団法人) 東京農工大学同窓会 立候補代議員に関する申し合わせ (改正案)

(趣旨)

第1条 この申し合わせ規程は、東京農工大学同窓会代議員候補者の選定に関する申し合わせ第2条第2項に基づき立候補代議員に関して必要な事項について定める。

(公告)

第2条 選挙管理委員長は、**総会開催選挙実施**前年の~~毎年~~7月末日までに代議員として立候補を希望する正会員に対して、同窓会ホームページで公募するとともに、8月発行の「農工通信」に同様の内容を広告しなければならない。

(申請)

第3条 立候補代議員として登録を希望する正会員は、**総会開催選挙実施**前年の9月末日までに書面又は電磁的方法により当法人事務局へ申出なくてはならない。

(登録)

第4条 前条により正会員から申出があった場合は、選挙管理委員会において審議の上、総会構成員候補者として登録するものとする。

2 50人の定員を超える申請があった場合は、抽選等適切な方法により調整するものとする。

3 登録は、申請のあった総会のみ有効とする。

(通知)

第5条 選挙管理委員長は、前条の審査結果を申請した正会員に対してその年の10月末日までに、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

2 **一般社団法人東京農工大学同窓会 代議員選出方法に関する規則第10条に定める、投票の不実施があった場合は、その理由と代議員となることを第1項と同様に通知しなければならない。**

(事務)

第6条 登録等に関する事務は、事務局において処理する。

(申し合わせの改廃)

第7条 この申し合わせの改廃は、総会が行う。

附則

この申し合わせは、令和元年6月22日より施行する。

(令和2年6月20日 一部改正 **投票不実施の場合に関して規定**)